

觀應三年四月十日

(足利義詮)
在判

得江石王丸

四月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て談義所に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】

四〇八

明日午刻於談義所

可有御集來矣

見聞

立政權律師奉

貞澄權少僧都奉

幸海權少僧都奉

善耀權律師奉

禪祐阿闍梨奉

承覺權律師奉

一運大德奉

連海大德奉

禪俊大德奉

豪運大德奉

右依恒例所唱如件。

觀應三年卯月廿四日

勸進 詮 乘

五月十日。能登守護吉見氏頼、同國の士得田素章の足利尊氏に屬したるを以て所領安堵を幕府

に請ふ。

【得田文書】

四〇九

得田次郎左衛門入道素章御方候之間、所領安堵事令言上候。可有申御沙汰候哉。且御教書案文謹進覽、以此旨可有御披露候。恐惶謹言。

觀應三年五月十日

(吉見)
參河守氏頼 在判

進上 御奉行所

五月廿二日。足利尊氏、加賀の士狩野義茂の來屬せるを賞し、且越中の宮方を討たしむ。

【狩野文書】

四一〇

參御方之由被聞召畢、尤神妙。越中凶徒退治事、可抽忠節之狀如件。

觀應三年五月廿二日

(足利尊氏)
在判

狩野伊豆入道殿

(義茂)
(狩野義茂は太平記に見えたる敷地伊豆守義茂と同じくして、江沼郡の住人なり。永和元年八月廿七日の條にも見ゆ。)

六月三日。足利尊氏、能登の士得田素章に、その本領を安堵せしむ。

【得田文書】

四一一

本知行地事、不可有相違之狀如件。

觀應三年六月三日

(足利尊氏)
在判

得田次郎左衛門入道殿

六月五日。某、富彌四郎をして、山城東福寺領江沼郡熊坂莊年貢の勘過を下知せしむ。

【東福寺文書】 山城

四一二

東福寺領加賀國熊坂庄年貢事、運送于京都云々。敦賀津井路次已下無相違可通上候旨、可令下知之狀如件。

觀應三年六月五日

在判

富 彌四郎入道殿

(この文書の花押は何人なりや明らかならず。越前若しくは若狭の守護にあらざるか。或は足利義詮なりとするものあれどもそれと異なり。)

七月廿一日。足利義詮、鹿島郡能登島東方地頭天野遠政に感狀を與ふ。

【天野文書】

四一三

去閏二月廿日京都合戦并江州供奉之條、尤神妙、彌可抽戰功之狀如件。

觀應三年七月廿一日

(足利義詮)
在判

天野安藝三郎殿

七月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て曼陀羅堂に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】

四一四

明日午刻於曼陀羅堂
可有御集來矣

見聞

立政權律師奉

貞澄權少僧都

幸海權少僧都

善耀權律師奉

禪祐阿闍梨奉

承覺權律師

一運大德奉

連海大德奉